

株式会社グリーンパワーインベストメント「（仮称）深浦風力発電事業環境影響
評価準備書」に対する勧告について

平成29年12月11日
経 済 産 業 省
商 務 情 報 政 策 局
産 業 保 安 グ ル ー プ

本日、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、「（仮称）深浦風力
発電事業環境影響評価準備書」について、株式会社グリーンパワーインベストメ
ントに対し、環境の保全の観点から勧告を行った。

（参考）当該地点の概要

1. 計画概要

- ・ 場 所 : 青森県西津軽郡深浦町
- ・ 原動力の種類 : 風力（陸上）
- ・ 出 力 : 最大102,000kW(3,400kW級×最大30基設置)

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計 画 段 階 環 境 配 慮 書 受 理	平成26年 9月29日
環 境 大 臣 意 見 受 理	平成26年11月28日
経 済 産 業 大 臣 意 見 発 出	平成26年12月12日

<環境影響評価方法書>

環 境 影 響 評 価 方 法 書 受 理	平成27年 4月23日
住 民 意 見 の 概 要 等 受 理	平成27年 6月25日
青 森 県 知 事 意 見 受 理	平成27年 9月15日
経 済 産 業 大 臣 勧 告 発 出	平成27年 9月25日

<環境影響評価準備書>

環 境 影 響 評 価 準 備 書 受 理	平成29年 3月30日
住 民 意 見 の 概 要 等 受 理	平成29年 6月19日
青 森 県 知 事 意 見 受 理	平成29年10月17日
環 境 大 臣 意 見 受 理	平成29年10月19日
経 済 産 業 大 臣 勧 告 発 出	平成29年12月11日

問合せ先:電力安全課 高須賀、松橋
電 話 : 03-3501-1742(直通)

株式会社グリーンパワーインベストメント「（仮称）深浦風力発電事業環境影響
評価準備書」に対する勧告について

1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

- ① 事後調査及び環境監視を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。
- ② 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果や専門家等の助言を踏まえて、措置の内容が十全なものとなるよう客観的かつ科学的に検討すること。また、検討のスケジュールや方法、専門家等の助言、検討に当たっての主要な論点及びその対応方針等を公開し、透明性及び客観性を確保すること。
- ③ 事後調査及び環境監視等により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。

2. 各論

（1）鳥類に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺では、クマタカ等の希少猛禽類の生息及びガン類等の渡り鳥の飛翔が確認されているほか、当該区域の周辺ではクマタカの複数ペアによる営巣及び繁殖が確認されている。

このため、本事業による重要な鳥類に対する影響を回避・低減する観点から、バードストライクに関する事後調査を適切に実施し、バードストライクが確認される等、希少猛禽類及び渡り鳥等の重要な鳥類に対する影響が認められた場合は、専門家等からの助言を踏まえて、ブレード塗装及びシール貼付等の鳥類からの視認性を高める措置、稼働調整等の追加的な環境保全措置を講ずること。

併せて、稼働後においてバードストライクが発生した場合の対応措置について事前に定め、重要な鳥類の衝突等による死亡・傷病個体が確認された場合は、確認位置や損傷状況等を記録するとともに、関係機関との連絡・調整、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析及び傷病個体の救命への協力を行うこと。

（2）騒音等による影響

本事業の対象事業実施区域の周辺には複数の住居が存在しており、風力発電設備等の稼働に伴う騒音による生活環境への影響が懸念される。本事業者は、方法書及び準備書において風力発電設備の設置基数及び配置等を検討してきているが、

風力発電設備等の稼働に伴う騒音の予測・評価において、環境基準値（A 類型）を超過する地点が存在することから、更なる検討が必要である。このため、評価書を作成するまでに、設置基数及び配置等の更なる検討を行うとともに、それらの検討を踏まえ、調査、予測及び評価を再度実施し、その結果に応じて回避・低減に必要な環境保全措置を講ずること。

また、風力発電設備等の供用後は、必要に応じ影響が懸念される住居周辺における事後調査を実施し、その結果に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。

（３）風車の影による影響

本事業の対象事業実施区域の周辺には複数の住居が存在しており、風力発電設備の稼働に伴う風車の影による生活環境への影響が懸念される。本事業者は、方法書及び準備書において風力発電設備の設置基数及び配置等を検討してきたが、風力発電設備の稼働に伴う風車の影の予測・評価において、参照値（風車の影がかかる時間が年間30時間かつ1日30分）を超過する住居が複数存在することから、更なる検討が必要である。このため、評価書を作成するまでに、設置基数及び配置等の更なる検討を行うとともに、それらの検討を踏まえ、調査、予測及び評価を再度実施し、その結果に応じて影響の回避・低減に必要な環境保全措置を講ずること。

また、風力発電設備の供用後は、必要に応じ影響が懸念される住居が存在する場合には、事後調査を実施し、その結果に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。

（青森県知事からの意見書の写しを添付）